

大槌町営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き

1. 申請の対象となる工事種別

下記のとおり

2. 申請要件

(1) 申請する工事種別ごとの要件

例：「土木工事」の申請には「土木一式工事」の建設業許可が必要

申請する工事種別	建設業許可における「建設工事の種類」
土木工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
電気設備工事	電気工事
管設備工事	管工事
舗装工事	ほ装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事又は水道施設工事（いずれか1種類以上）
塗装工事	塗装工事
グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
通信設備工事	電気通信工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
造園工事	造園工事
ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事（いずれか1種類以上）
消防設備工事	消防施設工事
標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
鋼工作物工事	鋼構造物工事
防水工事	防水工事
解体工事	解体工事

備考

法面処理工事：モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。

機械設備工事：機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閥門、エレベーター、下水処理場、浄水場等の設備）をいう。

塗装工事：建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。

通信設備工事：電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。

鋼工作物工事：鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。

防水工事：建物防水をいう。

(2) 共通要件

以下のいずれにも該当しない者であること

- ア 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- イ 町営建設工事競争入札参加資格を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- ウ 町税、県税、法人税又は申告所得税及び復興特別所得税（国税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金

- 保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者
 オ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 カ 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に属する総合評定値通知書を有していない者

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和8年7月1日から1年間（令和9年6月30日まで）です。

4. 申請書の提出について

（1） 提出方法

郵送、宅配便又は持参のいずれかの方法で提出してください。

《郵送時の送付先》

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号 大槌町企画財政課 財政管財係

（2） 受付期間

令和8年2月2日から令和8年2月27日

（持参の場合は、9時から17時までの間にお願いします。）

（3） 提出書類

以下の書類を提出するようお願いします。

※提出書類は以下順番でパンチを開けて提出お願いします。

※フラットファイル等に閉じないようにお願いします。クリアフォルダーは構いません。

※記号の意味 ○：必須、△：必要に応じて、×：提出不要

No.	書類名称	提出対象 主たる営業所所在地		備考
		町内	町外	
①	提出書類チェックリスト	○	○	
②	入札参加資格申請書	○	○	
③	入札参加資格申請調書	○	○	
④	建設業許可通知書（写し）または、建設業許可証明書（写し可）	○	○	建設業許可更新中の場合は、その申請時に提出した建設業許可申請書の写しを提出してください。
⑤	経営事項審査の総合評定値通知書（写し）	○	○	審査基準日が <u>令和6年10月1日</u> 以降で、申請日時点で最新のものを提出して下さい。 資格審査申請期間内に総合評定値通知書の提出が困難な場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。なお、総合評定値通知書を受け取り次第、直ちに当該写しを提出してください。
⑥	国税納税証明書（写し可）	○	○	法人の場合：国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）（その3の3） 個人の場合：国税（所得税並びに消費税及び地方消費税）（その3の2） ※直近1年分の未納税額がないことの証明
⑦	印鑑証明書（写し可）	○	○	法人：本店所在地の管轄する法務局で取得 個人：住所地の市区町村で取得

No.	書類名称	提出対象 主たる営業所所在地		備考
		町内	町外	
⑧	使用印鑑届	△	△	印鑑証明された印鑑以外で各種手続きをする場合に添付
⑨	委任状	△	△	期間委任代理人を設定する場合に提出してください。 ※支店長等名義で事務手続きする場合は提出してください。
⑩	県内営業所一覧表	×	△	大槌町内に本社が有る場合、または本社の他に営業所がない場合作成は不要です。
⑪	資本関係・人的関係調書	△	△	資本関係や人的会社がある会社が入札参加申請をしている場合に提出してください。
⑫	アスファルトプラント 保有状況調書	△	△	舗装工事に登録希望する申請者で、近隣市町村（大槌町、釜石市、山田町、宮古市、大船渡市）に稼働中のアスファルトプラント有する場合に提出してください。（様式の記載要領に基づき必要な書類を追加で添付してください。）
⑬	年間平均完成工事高	○	×	【町内業者のみ提出】
⑭	工事経歴書	○	×	【町内業者のみ提出】
⑮	技術者経歴書	○	×	【町内業者のみ提出】
⑯	営業用機械器具調書	○	×	【町内業者のみ提出】
⑰	返信用の 「封筒」「ハガキ」	△	△	【受領確認を希望する場合必要】 ①写しへの押印を希望する場合には、写しを同封すること。 ②表には返信先の住所・氏名を記載すること。 ③封筒の場合、切手・両面テープを貼付すること。

5. 審査結果について

審査結果は**令和8年7月1日前後**にホームページに公開します。個別に審査結果をお送りすることはありません。